



大町市通学路安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組方針 ～



令和 7 年 3 月 改訂

大町市通学路安全推進会議

1 本プログラム策定の背景と目的

近年、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が絶えないことから、本市では、平成24年度に関係機関が連携し、小学校区ごとに通学路の緊急合同点検を実施、点検結果に基づき、計画的に安全対策を講じ、危険箇所の改善に取り組んできました。

また、小学校区（6校）ごとに地域の関係諸団体に参画いただき「子どもの安全を守る地域連絡会」を発足、さらにGIS（地理情報システム）を活用した「おおまち子ども安心・安全マップ」を構築し、市ホームページ上で通学路の危険箇所情報を学校とともに地域と共有し、児童生徒の安全確保の徹底を図る取り組みを進めています。

そして、継続的に通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成27年3月に関係機関の連携体制を構築し、「大町市通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携をさらに密にして、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。



【合同点検（令和7年1月）・八坂小中学校区内】

2 児童生徒の通学における安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「大町市児童生徒の通学における安全推進会議」を設置しました。

委 員	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所
	長野県建設部 大町建設事務所
	長野県警察本部 大町警察署
	大町市建設業組合
	大町市 P T A 連合会
	大町市校長会
	大町市総務部 危機管理課
	大町市民生部 市民課
	大町市建設水道部 建設課
	大町市教育委員会 学校教育課

	大町市教育委員会 学校教育課 学校教育係
--	----------------------

※別紙「大町市児童生徒の通学における安全推進会議設置要綱（平成 26 年教育委員会告示第 6 号）」参照

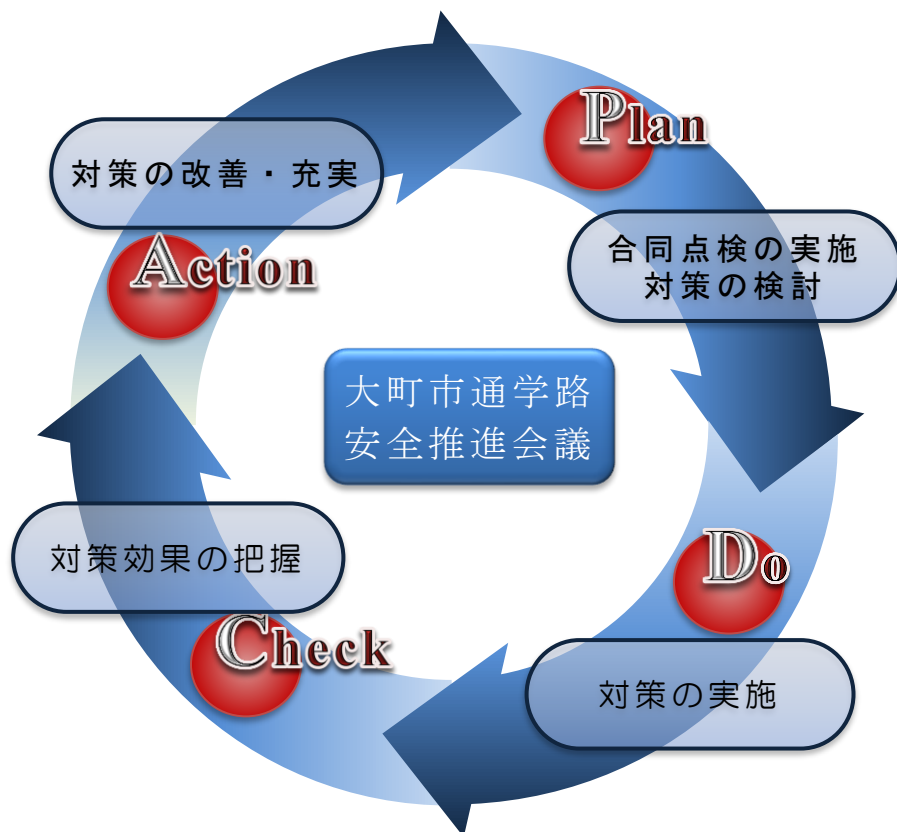
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 定期的な合同点検（Plan）

ア 実施時期等

- 小学校区ごとに、各校から収集した危険箇所を基に、年1回、合同点検を実施します。
- 実施時期は、本市は積雪寒冷地域であることから、冬期間における危険箇所の把握も必要であるため、夏期と冬期を交互に行います。

イ 実施体制

合同点検には、小学校区ごとに、警察、道路管理者、行政関係者、学校関係者等が参加して実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や路面標示の新設、注意喚起看板の設置のようなハード対策や、通学路変更や見守り支援、交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、担当を明確にするとともに、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。また、長期的な見通しのもと改善を図る必要な箇所は、年次計画に位置づけます。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

小学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページや広報等により公表します。

【別添資料】

別添 1 : 対策箇所一覧

別添 2 : 対策箇所図

合同点検の取り組みについて

○令和４年度（冬期）

➤令和５年２月１６日（木）～２月２２日（水）

- ・学校区毎に実施

防犯の観点による点検 ２箇所

交通安全の観点による点検 ３２箇所

○令和５年度

➤令和５年１１月１３日（月）～１１月２０日（月）

- ・学校区毎に実施

防犯の観点による点検 ４箇所

交通安全の観点による点検 ２５箇所

○令和６年度（冬期）

➤令和７年１月１６日（木）～２月２２日（水）

- ・学校区毎に実施

防犯の観点による点検 ２箇所

交通安全の観点による点検 ３３箇所

○対策状況（交通安全）

（令和７年３月現在）

学校名	危険箇所総数	対策済み箇所 数	一部対策済及 び 対策予定箇所 数	対策未定箇所
東 小 学 校	30	27	3	0
西 小 学 校	30	23	5	2
南 小 学 校	21	18	3	0
北 小 学 校	37	31	3	3
八坂小中学校	10	8	1	1
美麻小中学校	9	6	0	3
総 数	136	111	16	9

※対策予定箇所には、複数年にわたって計画的に整備するものも含む。

【参考資料】

○大町市通学路安全推進会議設置要綱(平成26年教育委員会告示第6号)

(設置)

第1 学校及び保護者、道路管理者、警察署等の関係者が連携して、児童及び生徒の通学路（各学校が児童又は生徒の通学の安全の確保と教育環境維持のために指定している道路をいう。以下同じ。）における交通安全の確保を図り、着実かつ効果的な取組みを推進するため、大町市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の交通安全の確保に向けた取組みの基本的方針の策定に関すること。
- (2) 前号の基本的方針に基づく取組みの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学路の交通安全の確保に関すること。

(組織)

第3 推進会議は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市内小・中学校の代表
- (2) 市内小・中学校PTAの代表
- (3) 当市を管轄する警察署の代表
- (4) 市内の道路を管理する機関の代表
- (5) 教育委員会の代表
- (6) 庁内関係課等の長
- (7) 識見を有する者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 推進会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 推進会議の庶務は、教育委員会学校教育課が行う。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。